

## 訪問介護重要事項説明書

< \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6666-2990（月～土 午前9時～午後6時 祝祭日、12/30～1/3は除く）

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ライフレッシュケア・ヘルパーステーション の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ライフレッシュケア・ヘルパーステーション		
所在地	東京都江東区千田6番1号		
介護保険指定番号	訪問介護	(東京都 1370805291号)	
	介護予防型訪問	(江東区 1370805291号)	
サービスを提供する地域	江東区、墨田区		

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士 ケアマネジャー	1名( )	0名( )	総括など	1名( )
サービス提供責任者	介護福祉士	3名( )	0名( )	訪問介護計画の作成等	3名( )
従事者	介護福祉士	3名( )	3名( )	指定訪問介護の提供	6名( )
	基礎研修	0名( )	0名( )	指定訪問介護の提供	0名( )
	初任者研修	0名( )	0名( )	指定訪問介護の提供	0名( )
	1～2級修了者	1名( )	11名( )	指定訪問介護の提供	12名( )

( ) 内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
月～土	○	○	○	×	
日・祭日	○	○	○	×	

\* 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容（ご利用者のケアプランの内容に応じたサービスを下記よりご提供致します。）

(1) 身体介護

- ・排泄・食事介助・清拭・入浴・身体整容・体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ・起床、就寝介助・服薬介助・自立支援のための見守りの援助・その他身体に関わる介助

(2) 生活援助

- ・掃除・洗濯・ベッドメイク・衣類の整理・被服の補修・一般的な調理、配下膳
- ・買い物・薬の受け取り・その他の生活援助

(3) その他のサービス

- ・介護相談等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割若しくは2割3割です。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額ご利用者のご負担となります。

【 料金表 - 基本料金・昼間 - 】（地域加算含む）

身体介護のみのサービスを利用する場合

20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 60分未満	60分～ 90分未満	90分以上 (30分増すごとに)
1,858円	2,781円	4,411円	6,463円	934円を追加

生活援助のみのサービスを利用する場合

20分未満	20分以上 45分未満	45分以上
—	2,040円	2,508円

身体介護と生活援助を組み合わせで利用する場合

上記生活援助のみのサービスを利用する場合の料金と下記の料金の合計額

20分未満	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
—	741円	1,482円	2,223円

\*基本料金に対して、早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）の時間帯は25%増し、深夜（22:00～6:00）の時間帯は50%増しとなります。

\*上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

\*やむを得ない事情で、かつ、ご利用者のご同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。（厚生労働省が定めた基準によります。）

\*介護保険上適切でないサービスにつきましては、自費(介護保険外)のサービスとなりますので、事前にご相談ください。

【例】・ 通院介助の待ち時間の付き添い(リハビリ・検査・診察時等)

- ・ 緊急時の救急車への同乗等
- ・ 趣味趣向に係わる外出(演劇・カラオケ・墓参り・地域行事への参加)
- ・ 草むしり・草木の水遣り・ペットの世話
- ・ 大掃除・家具の移動・窓ガラス磨き
- ・ 正月・節句の調理等、日常的に行われる家事の範囲を超える行為等

※加算(本来の利用料に上乗せになる金額です)

1.初回加算 2,280円/月

新規(過去2ヶ月の間、当該事業所から訪問介護の提供を受けていない場合も含む)に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

2.緊急時訪問介護加算 1,140円/回

利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が、要請を受けてから24時間以内に居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

但し、当該加算の対象となる訪問介護の所要時間が20分未満でも、居宅サービス計画の訪問介護との間隔が2時間未満でも所要時間を合算する必要はないものとする。

3.生活機能向上連携加算Ⅰ 1,140円/月

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成と当該訪問介護計画に基づくサービスの提供を行った場合に加算します。

但し、初回の当該指定訪問介護が行われた月に限る。

4.生活機能向上連携加算Ⅱ 2,280円/月

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と事業所のサービス提供責任者が同時にご利用者様宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書を作成と当該訪問介護計画に基づくサービスの提供を行った

場合に加算します。但し、計画に基づく初回の訪問介護サービス提供から3ヶ月間。

5.認知症専門ケア加算Ⅰ 34円/日

- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上。
- ・認知症介護実践リーダー研修修了者を配置しているなど。

6.認知症専門ケア加算Ⅱ 45円/日

- ・5.の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を配置しているなど。

7.口腔連携強化加算 570円/月

- ・訪問介護の従業者がご利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。

8.介護職員処遇改善加算Ⅰ

別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを事業者が東京都に届け出てサービスの提供をする場合は、当該基準の区分に従い所定単位数に24.5%を乗じた単位数を加算します。

但し、所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月の総単位数とし、区分支給限度額の算定対象からは除外します。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員等がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合には、至急ご連絡ください。(連絡先 電話03-6666-2990)

①ご利用の前営業日18:00までにご連絡いただいた場合 (※1)	無料
②ご利用の前営業日18:00以降、ご利用当日にご連絡いただいた場合 (※2)	1,500円

※1 前営業日が日曜、祝祭日、12/30~1/3の場合はその前日とする

※2 2人対応の場合は2倍。1日複数回のサービス利用の場合はその都度キャンセル料がかかります。

※3 体調の急変による入院等の場合はキャンセル料は発生しません。

(4) その他

①お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話、介助に必要な紙おむつ、ゴム手袋等の費用はおお客様のご負担となります。

②記録の謄写費実費として1枚につき10円いただきます。

③料金のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、

※1：ゆうちょ銀行口座振替

※2：ゆうちょ銀行を除く金融機関口座振替

※3：三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通 口座番号0750661振込

※4：現金集金

の4通りの中からご契約の際に選べます。(振込の場合、お振込手数料はおお客様のご負担とさせて

いただきます。現金集金はやむを得ない事情の方に限ります）

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。重要事項を説明し、契約締結後、訪問介護計画を作成しサービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で通知、若しくは口頭にてお申し出下さい。

#### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知、及び口頭にて説明いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知する。若しくは口頭でお伝えいただくことによって即座にサービスを終了することができます。

・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知、及び口頭で説明することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 当社の訪問介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

1 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	
男性ヘルパーの有無	△	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
記録の謄写費	○	前記4の(4)を参照してください。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8. 事故発生時の対応

(1) 当社は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 当社は、利用者に対するサービスの提供にともなって賠償すべき事故が発生した場合には、速やか利用者に対して損害を賠償します。但し、当社に故意過失が無い場合にはこの限りではありません。

## 9. 秘密保持

(1) 当社および当社の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当社は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(3) 当社は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族等の個人情報を用いません。

## 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。【虐待防止に関する責任者 宮本 忍】

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

### 11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、

次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

担当 \_\_\_\_\_ 電話 03-6666-2990

② その他

当社以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・ 区市町村名 江東区 担当 介護サービス利用相談 電話 03-3647-4319

・ 東京都国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

13. 当社の概要

名称 有限会社ライフレッシュ

代表者役職・氏名 代表取締役 宮崎 貴徳

所在地・電話番号 東京都江東区千田6番17号 電話03-5677-5075

定款の目的に定めた事業

1. 高齢者及び心身障害者等の訪問介護事業の受託

2. 介護保険法による指定居宅介護支援事業

3. 介護保険法による次の居宅サービス事業を行う

(1) 訪問介護、介護予防訪問介護

(2) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

(3) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

(4) 通所介護、介護予防通所介護

4. 居宅介護福祉用具の販売

5. 前各号に附帯する一切の業務

事業所

居宅介護支援	1カ所		
訪問介護	1カ所	介護予防型訪問	1カ所
福祉用具貸与	1カ所	介護予防福祉用具貸与	1カ所
特定福祉用具販売	1カ所	特定介護予防福祉用具販売	1カ所
地域密着型通所介護	2カ所	介護予防型通所	2カ所

14. 第三者評価サービスの実施状況

なし